

令和元年度

登米市病院事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月3日提出〕

宮城県登米市

令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度登米市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）延べ患者数			
入 院	118,561人	△10,057人	108,504人
外 来	232,239人	△19,706人	212,533人
（3）一日平均患者数			
入 院	324人	△28人	296人
外 来	968人	△82人	886人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,206,671千円	△44,228千円	7,162,443千円
第1項 医業収益	6,226,958千円	△175,010千円	6,051,948千円
第2項 医業外収益	973,909千円	△20,028千円	953,881千円
第3項 特別利益	5,804千円	150,810千円	156,614千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,175,249千円	20,506千円	8,195,755千円
第1項 医業費用	7,611,296千円	△125,212千円	7,486,084千円
第2項 医業外費用	240,050千円	15,492千円	255,542千円
第3項 特別損失	313,903千円	130,226千円	444,129千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,200千円は過年度の投資返還に伴う前受金及び他会計借入金で補てんするものとする。）

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,009,786千円	△60,769千円	1,949,017千円
第2項 企業債	1,432,200千円	△45,700千円	1,386,500千円
第4項 投資返還金	0千円	2,000千円	2,000千円
第7項 他会計負担金	259,399千円	△17,069千円	242,330千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,064,786千円	△69,569千円	1,995,217千円
第1項 建設改良費	1,576,690千円	△45,700千円	1,530,990千円

第3項 投資	34,400千円	△16,200千円	18,200千円
第4項 償還金	453,696千円	△7,669千円	446,027千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	米谷病院建設事業	千円 4,190,500	平成28年度	1,805,900	千円 4,148,388	平成28年度	1,805,900
				平成29年度	207,100		平成29年度	207,100
				平成30年度	1,690,900		平成30年度	1,690,900
				令和元年度	486,600		令和元年度	444,488

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託 (市民)	令和2年度から 令和3年度まで	124 千円
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

(企業債)

第7条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
米谷病院 建設事業	千円 491,600	証書 借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。	445,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	4,815,874千円	126,267千円	4,942,141千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第10条に定めた、たな卸資産購入限度額「902,916千円」を「837,299千円」に改める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣